# 曽根地区 協議の結果

平 産 業 第 821-1 号 令 和 7 年 1 月 31 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平生町長 浅本 邦裕

| Ī | 市町村名<br>(市町村コード)  | 平生町          |  |
|---|-------------------|--------------|--|
|   |                   | (353442)     |  |
|   | 地域名<br>(地域内農業集落名) | 曽根地区         |  |
|   |                   | (百済部、向井原上、向邦 | 井原下、奥下、平原、畑、地方下、地方上、水場、新地、向井原、長尾、六枚、沖、隅田、小山) |
|   | 協議の結果を取りまとめた年月日   |              | 令和6年11月11日                                   |
|   |                   |              | (第1回)  |

## 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体の高齢化が進み、今後担う者が新たに農地を引き受けることが難しく、新たな農地の受け手の確保が必要となっている。
- ・担い手の減少に伴い、耕作放棄地が増加しており、農用地及び水路・農道等農業用施設の維持管理を行えるような対策が必要となっている。
- ・過去に整備済みの農地も、30年以上が経過し、耕作条件が悪化しており改善が必要な場所がある。
- ・イノシシ等の有害鳥獣対策は個人個人が対策を行っているが、場所によっては農作物被害が深刻となっている。

# (2) 地域における農業の将来の在り方

・地域の農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。農地の集約化については条件の良い農振農用地を優先して取り組んでいく。

・日本型直接支払交付金(多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金)の対象農用地を農業生産の中心として集積を進める。

# 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

| 区 | 域内の農用地等面積                   | 81 ha |
|---|-----------------------------|-------|
|   | うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 15 ha |

## (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域内の農用地(農振農用地)を基本的な対象とし、そのうち中山間地域等直接支払交付金又は多面的機能支払交付金の対象農用地を地域計画の区域とする。
- ・それ以外の農地については、補助事業を活用する予定がある等の場合に耕作者に意向確認し、区域に含めることを検討する。

- 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
  - (1)農用地の集積、集約化の方針
  - ・中心経営体の意向を継続的に確認し、集積・集約化の取り組みを進める。
  - 地区外からの経営体の受け入れについても検討する。
  - (2)農地中間管理機構の活用方針
  - ・中心経営体等が具体的に集積・集約化に取り組む際には積極的に農地中間管理機構を活用する。
  - (3)基盤整備事業への取組方針
  - ・多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を有効に活用し、水路や農道などの農業用施設を 適切に維持管理する。
  - (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
  - ・兼業農家の育成に取り組み、将来の担い手候補として継続した支援に取り組む。
  - ・新たに農業を開始する者や経験年数の浅い農業者については、JAや農業大学校等の初心者向け研修の参加を促し、安定経営に向けて支援する。
  - (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
  - ・作業の効率化が期待できる防除作業等は、近隣農家でまとめてJAやドローン防除会社等への委託を進める。